

# 生ごみ処理機の設置費補助のご案内

家庭から排出される生ごみを堆肥にして有効利用してみませんか。町では、生ごみ処理機・コンポスト・EMコンポストの購入費用に対して一部を補助いたします。

処理機の購入を検討されている方は、ぜひご利用ください。

## 申し込み時に持参するもの

- ①領収書  
(申請者の氏名が明記され、店印があるもの。レシート不可)
- ②印鑑 (スタンプ式不可)
- ③機器の仕様が記載された説明書またはパンフレット  
※インターネットで購入される方は、購入前に必ず、領収書が発行可能かご確認ください。領収書がないと補助金の申し込みができません。  
※クレジットカードや代引きで購入された場合は、支払いが確認できる通帳や書類をあわせて持参してください。

### 問い合わせ先・申し込み先

役場環境対策課 ☎68-2211 (内線252)

## 男女共同参画ってなあに？ Part 56

町では、男性・女性それぞれのおかれている立場や環境の違い、住民の皆さまの日常生活に関する現状や意識を幅広く把握し、今後の男女共同参画施策に反映するため、8月に男女共同参画に関する住民アンケートを実施させていただきました。お忙しいところ、ご協力いただきました住民の皆さま方には感謝申し上げます。

今回実施したアンケートの中では、男女共同参画に関する用語をいくつか出させていただきましたので、ここで、それぞれの用語について、簡単に内容をご紹介します。



### 男女共同参画社会

男性も女性も意欲に応じて、職場・家庭・地域などのあらゆる分野で活躍できる社会

### DV防止法

配偶者や交際相手からの身体的・精神的暴力に係る通報、相談、保護、自立支援などの体制を整備し、配偶者などからの暴力の防止および被害者の保護を図ることを目的とする法律

### ワーク・ライフ・バランス

「仕事」と「生活」(家事や育児、介護、趣味や自己啓発などの仕事以外の時間)との調和がとれていて、どちらも充実していること

### ポジティブ・アクション

従来の雇用慣行や性別役割分担意識が原因となって女性の能力発揮が妨げられている場合に、このような事実上の男女格差の解消を目指して女性労働者のために講じる措置

問い合わせ先 役場企画課 企画調整係

☎68-2211 (内線224)

### 【補助対象数】

- ・電気式生ごみ処理機：1世帯につき1台まで
- ・コンポスト・EMコンポスト：1世帯につき2台まで

### 【補助金額】

購入金額(税込み)の2分の1以内で100円未満を切り捨てた金額 (ただし2万円が補助限度額となります。)

### 【補助対象者】

次に掲げる条件をすべて満たす方

- ・利根町に住所がある方
- ・生ごみ処理機を購入し、継続して使用する方

※過去に補助金を交付された方も再度お申し込みできます。

ただし、前回の交付から5年間は申請できません。

### 【申し込み方法】

生ごみ処理機を購入後、「生ごみ処理機等設置費補助金交付申請書」に必要事項を記入し、申し込み先まで提出してください。申請書様式は役場環境対策課に用意してあります。

毎週月～金曜日(祝日、年末年始を除く)

午前8時30分～午後5時15分

(正午から午後1時までの時間を除く)

※電話・郵送での予約や申し込みはできません。

※補助金の交付件数には限りがありますので、お早めに申し込みください。

これらの詳しい内容については、今後の広報とねの中で随時取り上げていきます。また、今回実施した住民アンケートの詳しい結果につきましては、集計でき次第「広報とね」・町公式ホームページにてお知らせいたします。

## 不法投棄防止のポイント！

- ① こまめに草を刈るなど見通しがきくようにする。
- ② 柵を設置するなどして、入りづらくする。
- ③ 定期的に見回るなど常に状況を把握する。
- ④ 「不法投棄禁止」などの看板を設置する。

※不法投棄・不適正な残土埋立てを見つけたら、最寄りの警察署か、**不法投棄110番** ☎0120-536-380まで、ご連絡ください。



問い合わせ先 役場環境対策課 ☎68-2211 (内線252)  
茨城県廃棄物対策課 ☎029-301-3033

「使用料を払うので、一時的に資材置場として貸してほしい。」「良い土・安い料金で土地を埋め立ててあげます。」などと、うまい話を持ちかけられ、安易に同意してしまった結果、廃棄物を不法投棄されたり、無許可で砕石が入った建設残土を埋め立てられたりする事例が発生しています。これらの処理に対する責任や費用の負担は、行為者だけでなく、土地の所有者に及ぶこともあります。不法投棄、不適正な残土埋立てを発見した場合は、直ちに専用ダイヤル「不法投棄110番」まで通報をお願いします。

あなたの土地が狙われています！  
11月は不法投棄防止強調月間

## 募集要項

推薦および公募期間 11月12日(月)～12月14日(金)

募集人員 計20名

内容	人数
農業委員	8名
農地利用最適化推進委員	12名



### 推薦および応募資格

農業に関する識見を有している方で、職務を適切に行うことができる方。

内容	任期
農業委員	平成31年4月1日～平成34年3月31日
農地利用最適化推進委員	委嘱の日～平成34年3月31日

なお、詳細に付きましては、回覧および町公式ホームページをご覧ください。

問い合わせ先 利根町農業委員会事務局(役場経済課内) ☎68-2211 (内線323)

農業委員および農地利用最適化推進委員の任期満了(平成31年3月31日)に伴い、左記事項のとおり各委員の募集を行います。  
※農業委員会とは、農業委員会等に関する法律に基づいて市町村に設置が義務付けられている行政委員会です。主な業務は、農地法に基づく許認可や担い手への農地利用集積・集約の推進、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進などで、農業委員および農地利用最適化推進員双方が協力・連携し取り組みます。

農業委員および農地利用最適化推進委員を募集いたします

## 全国一斉「女性の人権ホットライン」強化週間

○日時 11月12日(月)～18日(日)  
午前8時30分～午後7時  
(ただし、土・日曜日は午前10時～午後5時)

○電話番号 0570-070-810  
(全国共通ナビダイヤル)

○相談員 人権擁護委員・法務局職員

○問い合わせ先 水戸地方法務局 人権擁護課  
☎029-227-9919



法務省と全国人権擁護委員連合会は、パートナーからの暴力やストーカーなど女性をめぐるさまざまな人権問題に積極的に取り組むことを目的として、全国一斉「女性の人権ホットライン」強化週間を実施し、悩みを持った女性からの相談に応じます。秘密は守られますので安心してご相談ください。

全国一斉「女性の人権ホットライン」のお知らせ